

## 浦安市弓道連盟会則

### (名称)

第一条 本会は、浦安市弓道連盟と称する。

### (会員)

第二条 本会は、原則として浦安市及びその隣接地に在住または在勤、在学する弓道愛好家によって組織する。

### (事務所)

第三条 本会の事務所は、会長宅または会長の指定する場所に置く。

### (目的)

第四条 本会は、弓道を通じ、会員相互の親睦、健康の増進、人格の向上を図るとともに弓道の普及を目的とする。

### (事業)

第五条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 弓道射会の開催
- 2 講習会、研修会の開催
- 3 弓道の普及振興
- 4 その他、目的達成に必要な事業

### (役員)

第六条 本会に次の役員を置き、会の運営を図る。

会長（理事）	1名	副会長（理事）	2名
理事	若干名	会計	若干名
監査	1名		

### (役員を選出)

第七条 役員は総会において選出する。

### (役員任期)

第八条 役員任期は2年とする。ただし、期の半ばに選任された役員任期は、その期の末までとする。

### (役員任務)

第九条 役員任務は次のとおりとする。

- 1 会長は連盟を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、本会の事業の企画ならびに運営を行う。
- 4 会計は会計事務の処理を行う。
- 5 監査は会計監査を行う。

### (名誉会長等の委嘱)

第十条 本会に名誉会長、顧問および相談役、参与を置くことができ、理事会において選出し、会長が委嘱する。

### (会議)

第十一条 会議は、総会および理事会とする。

(総会)

第十二条 総会は、毎年一回開催する。会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

② 総会は、会員の三分の一の出席によって成立し、議事は、出席会員の過半数の賛成をもって決定する。

(理事会)

第十三条 定時理事会は、原則として毎月一回開催する。

② 臨時理事会は、各担当理事の必要に応じて開催する。

(会議の決定事項)

第十四条 総会は、次の事項を決定する。

- 1 会則の変更
- 2 事業報告ならびに決算報告
- 3 翌年度事業計画ならびに予算案
- 4 役員の選任
- 5 その他重要事項

② 理事会は、次の事項を審議する。

- 1 総会に付議すべき事項
- 2 事業計画
- 3 その他必要と認めた事項

(経費)

第十五条 本会の経費は、入会金、会費、その他の収入をもって経費に当てる。

(入会金、会費)

第十六条 会費は、入会時（ただし、再入会を除く）に入会金、また、年会費を納入しなければならない。金額は、細則に定める。

第十七条 会費の未納者は退会とする。

(会計年度)

第十八条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(除名規定)

第十九条 本会の名誉を著しく傷つける行為のあった者は、理事会の決議により除名することができる。

(プライバシーポリシー)

第二十条 会員の個人情報保護の重要性を認識し、役員、会員等が遵守すべき行動基準を徹底するため、細則にプライバシーポリシーを定める。

(慶弔)

第二十一条 会員の慶弔、弓道昇格に関し、細則に規定を定める。

付則

- この会則は、平成11年4月25日から施行する。
- 平成12年4月1日より名称を浦安弓道クラブから浦安市弓道連盟に変更する。
- 平成15年4月27日改正（第六条、第十三条、第十六条、第十七条、第十九条）
- 平成22年4月17日改正（第二十条）
- 平成27年4月19日改正（第二十一条）
- 平成29年4月16日改正（第六条）

## ○ 浦安市弓道連盟細則

### 会計

1. 入会金は、1,000円とする。
2. 年会費は、6,000円とし、高校生以下(当該年度末の年齢が18歳以下)は、半額とする。
3. 納入期限は、3月31日までとする。
4. 期中入会の場合の年会費は、4月1日から9月30日まで入会は2項に示した金額の満額、10月1日から3月31日まで入会は半額とする。
5. 中途退会の場合は、4月1日から9月30日までの退会申出者に対して年会費の半額を返却する。10月以降の退会者には返却しない。
6. その他、特別の会合における懇親会費については実費、または一部負担とすることがある。

### プライバシーポリシー

本会は、本会が実施する各種活動における、すべての個人情報の保護の重要性を認識し、本会会員相互が遵守すべき行動基準を徹底するため以下の方針を定め、個人情報の保護に努める。

#### 1. 個人情報の定義

この方針における個人情報とは、本会の行事を運営するために、会員から提供のあった、会員の氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、E-mailアドレス、写真、動画などで、このうち1つまたは複数を組み合わせることでユーザ個人を特定できる情報を意味する。

#### 2. 個人情報の取得方法及び変更時の届出

本会は、会員管理を担当する部署を主管先として、入会時に個人情報を本会所定の書式で取得する。入会時には必要最小限の会員情報として『氏名、住所、電話番号、生年月日』を届け出るものとする。なお、これら情報に変更が生じた際は、変更後の情報を本会同部署に速やかに届け出るものとする。

#### 3. 個人情報の第三者への開示禁止

本会は、個人情報収集の際には利用目的を明らかにして、その目的以外の用途には利用しない。会員から提供のあった個人情報は、次の場合を除いて第三者に開示することはしない。

- ・会員の同意がある場合
- ・物品等の発送にあたり、業務を運送業者などに委託する場合
- ・本会の活動に伴って、保険加入などが必要となった場合
- ・法令などにより個人情報の提供を求められた場合

#### 4. 個人情報の利用目的

本会は、個人情報を取得した際に明示した利用目的の範囲内で利用するものとする。そのため、利用目的達成の範囲を超えた利用を阻止するための措置を講じる。会員から提供のあった個人情報は、次のような目的のために利用する。会員が利用を停止したい場合は、その旨を要求することができる。

- ・ 各種行事（競技会／審査会／講習会等）における参加者や入賞者等の氏名、所属、成績、称号段位、画像などの公開
- ・ 全日本弓道連盟、千葉県弓道連盟への会員情報登録を行うため
- ・ 対外的な各種行事（競技会／審査会／講習会等）の役員派遣において連絡を取るため
- ・ 浦安市弓道連盟の活動内容の公開
- ・ 連盟へのお問い合わせに対するご返信
- ・ その他、必要に応じて会員とご連絡を取るため

#### 5. 個人情報の漏えい、紛失、き損に関する防止処置

本会は、個人情報を適正な状態に保つとともに、漏えい、紛失、またはき損を防止するため、適正な措置と是正処置を講じるものとする。

#### 6. 個人情報に関する権利への対応

本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・消去・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応する。

#### 7. 個人情報に関する苦情への対応

本会は、個人情報取扱いに関する苦情及び相談があった時には、適切かつ速やかに対応する。但し、個人情報取扱いに関する問題が生じた場合については、必要に応じて臨時理事会を開催し、対応を図る場合がある。

#### 冠婚葬祭に関する対応

1. 慶事について、結婚する浦安市弓道連盟会員の申請により、祝電を手配する。
2. 弔事について、浦安市弓道連盟会員に対し連盟として弔電と香典を、一親等の親族について弔電を手配する。

#### 弓道昇格に関する対応

1. 浦安市弓道連盟かつ千葉県弓道連盟に所属している者が、錬士・教士に合格した場合は、お祝いとして、竹矢一手を贈呈する。
2. 浦安市弓道連盟会員で千葉県弓道連盟に所属していない者の昇格については、祝い金を贈呈する。
3. なお、これらは原則であって、起こりうる変則的なことについては、そのケースごとに会長判断に委ねる。

以上

付則

2022年4月18日 一部改正(細則 会計)

2023年4月23日 一部改正(細則2)